

役員及び評議員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人夢の郷の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。評議員等とは、評議員及び評議員選任・解任委員並びに苦情対応第三者委員をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。なお、当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく報酬及び実費弁償費は支給しない。

実費弁償費は、役員及び評議員等の職務執行に出席するための交通費とする。居住地又は勤務地が津市内の委員には、1回1,000円を支払い、居住地又は勤務地が津市以外の委員には2,000円を支払う。

(理事の報酬額等)

第3条 理事が、理事会、評議員会等への会議出席、又は会議出席以外の日において法人及び施設の運営のための業務等を行う場合は、別表1の報酬額及び実費弁償費を支払う。

(評議員の報酬額等)

第4条 評議員が、評議員会業務、評議員会以外の日において法人及び施設の運営のための業務を行う場合は、別表2の報酬額及び実費弁償費を支払う。

ただし、評議員が苦情対応第三者委員としての業務を行う場合には、第7条の規定に基づき実費弁償を除き無報酬とする。

(監事の報酬額等)

第5条 監事が、理事会、評議員会等への会議出席、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務を行った場合は、別表3の報酬額及び実費弁償費を支払う。

ただし、監事が評議員選任・解任委員としての業務を行う場合には、第6条の規定に基づき報酬及び実費弁償費を支払い、本条において規定する監事としての報酬及び実費弁償費は重複して支給しない。

(評議員選任・解任委員の報酬額等)

第6条 評議員選任・解任委員が、評議員選任・解任委員業務を行った場合は、別表4の報酬額及び実費弁償費を支払う。

ただし、当法人職員として職員給与を支給されている事務局員については、

本条に規定する報酬及び実費弁償費は支給しない。

(苦情対応第三者委員の勤務報酬等)

第7条 苦情対応第三者委員が、法人及び施設に係る苦情対応の業務を行った場合の報酬については中立性を確保するため実費弁償を除き無報酬とする。

ただし、理事会及び評議員会等会議に出席したときは別表5により報酬及び実費弁償費を支払う。

(報酬等の支払い時期、方法)

第8条 第3条から7条に該当する役員及び評議員等への報酬及び実費弁償費については、各会議への出席など、法人・施設運営のための業務にあたった都度、本人に現金で支払うものとする。

ただし、本人の同意を得れば本人の指定する本人名義の金融機関口座に振込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支払うものとする。
- 3 理事会及び評議員会で「決議の省略」が行われたときは、報償費の半額を支払い、交通費は支払わないものとする。支払いは次回会議の出席時に支払うものとする。

(出張旅費)

第9条 役員及び評議員等が、法人業務のため出張する場合は、社会福祉法人夢の郷旅費規程により報酬及び旅費を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。
- 5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(公表)

第10条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改正)

第11条 本規程の改正は、評議員会の承認を受けて行わなければならない。

付 則

この規程は、平成 11 年 4 月 1 日より適用する

この規程は、平成 27 年 5 月 26 日に改正し、同日から実施する

この規程は、平成 29 年 6 月 21 日に改正し、同日から実施する

この規程は、令和元年 12 月 18 日に改正し、同日から実施する

この規程は、令和 4 年 12 月 22 日に改正し、令和 5 年 1 月 1 日から実施する

役員等の報酬

別表1 理事

名 称	報酬額	実費弁償額
理事会会議等出席報酬（日額）	7,000円	別表6 交通費
理事業務報酬（日額）	7,000円	
理事会（決議の省略の場合）	3,500円	なし

別表2 評議員

名 称	報酬額	実費弁償額
評議員会会議等出席報酬（日額）	7,000円	別表6 交通費
評議員業務報酬（日額）	7,000円	
苦情対応第三者委員	0円	
評議員会（決議の省略の場合）	3,500円	なし

別表3 監事

名 称	報 酬	実費弁償額
理事会会議等出席報酬（日額）	7,000円	別表6 交通費
監事監査等事業業務報酬（日額）	7,000円	
理事会・評議員会（決議の省略の場合）	3,500円	なし

別表4 評議員選任・解任委員

名 称	報 酬	実費弁償額
評議員選任・解任委員会会議等出席報酬（日額）	7,000円	別表6 交通費

別表5 苦情対応第三者委員

名 称	報 酬	実費弁償額
苦情対応等会議出席報酬（日額）	0円	別表6 交通費
理事会・評議員会等会議出席報酬（日額）	7,000円	

別表6 交通費

居住地又は勤務地が津市内	1,000円
居住地又は勤務地が津市以外	2,000円